

## 郡山市中心市街地活性化庁内推進委員会設置要綱

平成10年	4月	1日	制定
平成14年	4月	1日	一部改正
平成17年	10月	3日	一部改正
平成18年	5月	17日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成22年	4月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成28年	6月	30日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成30年	3月	26日	一部改正

[都市整備部都市政策課]

### (設置)

第1条 郡山市中心市街地について、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関し、中心市街地の振興及び秩序ある整備を図るため、郡山市中心市街地活性化庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)郡山市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しに関すること。
- (2)中心市街地における市街地の整備及び商業の活性化に係る事業の推進に関すること。
- (3)その他中心市街地活性化に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、郡山市副市長の事務分担に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する都市整備部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 委員には、郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）第1条に規定する部の長、教育委員会事務局教育総務部長、同学校教育部長及び上下水道局長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (幹事会)

第5条 委員会に専門的に必要な事項について調査、検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 3 幹事長には都市整備部次長を、副幹事長には都市政策課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、委員長の命を受け、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について委員長に報告しなければならない。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事長は、必要があると認められるときは、必要な事項について専門的な調査、研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に掲げる課等又は幹事長が別に指定する課の所属長が推薦する者をもって組織し、都市整備部都市政策課長が座長となる。
- 3 ワーキンググループは、調査、研究の経過及び結果を幹事会に報告しなければならない。
- 4 座長は、必要があると認められるときは、会議に班員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第7条 削除

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について、必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成10年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年10月 3日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年 5月17日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年 6月30日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

部局	職名
総務部	総務法務課長、防災危機管理課長
政策開発部	政策開発課長、ソーシャルメディア推進課長
財務部	財政課長、公有資産マネジメント課長
税務部	市民税課長
市民部	市民・NPO活動推進課長、セーフコミュニティ課長
文化スポーツ部	文化振興課長、スポーツ振興課長、国際政策課長
生活環境部	生活環境課長
保健福祉部	保健福祉総務課長、健康長寿課長、地域包括ケア推進課長
こども部	こども未来課長、こども育成課長
農林部	農業政策課長
産業観光部	産業政策課長、観光課長、産業創出課長
建設交通部	道路建設課長、総合交通政策課長、住宅課長
都市整備部	都市政策課長、区画整理課長、公園緑地課長、開発建築指導課長
教育委員会 事務局 教育総務部	総務課長
教育委員会 事務局 学校教育部	学校管理課長
上下水道局	総務課長

別表2 (第6条関係)

部局	職名
総務部	総務法務課、防災危機管理課
政策開発部	政策開発課、ソーシャルメディア推進課
財務部	財政課、公有資産マネジメント課
税務部	市民税課
市民部	市民・NPO活動推進課、セーフコミュニティ課
文化スポーツ部	文化振興課、スポーツ振興課、国際政策課
生活環境部	生活環境課
保健福祉部	保健福祉総務課、健康長寿課、地域包括ケア推進課
こども部	こども未来課、こども育成課
農林部	農業政策課
産業観光部	産業政策課、観光課、産業創出課
建設交通部	道路建設課、総合交通政策課、住宅課
都市整備部	区画整理課、公園緑地課、開発建築指導課
教育委員会 事務局 教育総務部	総務課
教育委員会 事務局 学校教育部	学校管理課
上下水道局	総務課